

公益財団法人群馬県建設技術センター

建築物省エネルギー性能表示制度評価業務料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「公益財団法人群馬県建設技術センター建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター(以下「センター」という。)建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 評価業務規程第12条に規定する評価料金は、別表に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を現金で納入するものとする。

2 申請者は、センターとの別途協議により、一括納入その他別の方法をとることができる。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に該当する場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (2) その他センターが必要と認めたとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に該当する場合に増額することができる。

- (1) 申請者の非協力その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期となったとき。
- (2) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとセンターが判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（住宅に係る評価料金）（第2条関係）

[価格 単価：円（消費税込み）]

評価料金	申請条件		
	単独申請	併願申請【1】	併願申請【2】
新規申請	32,400	16,200	10,800
変更申請	16,200	8,100	5,400
評価書再発行	2,160		

併願申請【1】とは断熱性等級（外皮計算）の審査を伴うもの

- ・設計住宅性能評価（5-1断熱性等級）
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・フラット35S金利Bプランの「省エネルギー性」の選択に限る。
- ・現金取得者向け新築対象住宅証明書審査（断熱性等級）

併願申請【2】とは断熱性等級（外皮計算）及び一次エネルギー消費量の審査を伴うもの

- ・設計住宅性能評価（5-2一次エネルギー消費量等級）
- ・低炭素建築物新築計画に係る技術的審査
- ・フラット35S金利Aプランの「省エネルギー性」の選択に限る。
- ・現金取得者向け新築対象住宅証明書審査（一次エネルギー消費量等級）

BELSプレート等手数料

BELS表示プレート等は、複数の種類があり、購入希望者には、評価業務終了時に注文依頼書を配布します。

なお、BELS表示プレート等は、当センターから一般社団法人住宅性能・表示協会への作成依頼に限定されています。